



発行所  
札幌市大通西6丁目  
北海道行政書士会  
TEL 3881  
振替口座小樽8224

### 再任ごあいさつ

北海道行政書士会

会長 渡辺慶吉



去る三月十八日、定時総会に於て不肖私がはからずも会長の重責を荷う事になりましたが、元より非才微力でありますので、今後とも会員各位の御支援御協力を賜りたく、就任に当り御挨拶申し上げます。行政書士法の改正により強制会制度となり、本会が創立されてから日尚浅く本会の目的達成については、誠に重畳かつ大なる播種の時局であると思料され、かかる重大なる秋にありますので、諸般の情勢察察の上格段の御援助下されますよう重ねてお願い致します。

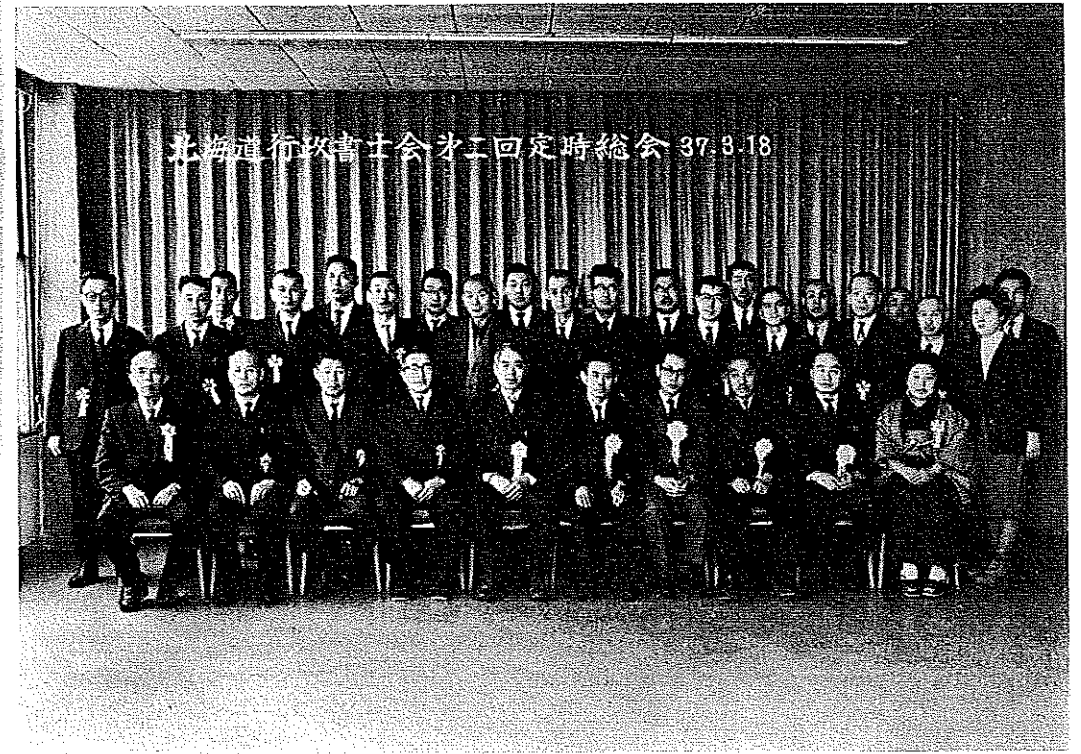
### 役員紹介

第二回定時総会において役員が左のとおり決定したので紹介致します。

役員	氏名	所属支部
会長	渡辺 慶吉	(札幌)
副会長	佐藤 幸之助	(札幌)
総務部長	藤山 利夫	(札幌)
副総務部長	岸川 隆次	(小樽)
副会長	井上 瑛二	(札幌)
経理部長	成沢 梅次郎	(札幌)
総務部長	有馬 範治	(札幌)
経理部長	関根 克治	(札幌)
企画部長	横路 雅美	(札幌)
経理部長	森平 国武	(札幌)
経理部長	森口 松太郎	(札幌)
小樽支部長	細井 伊三郎	(小樽)

理事	尾藤 健治郎	(函館)
理事	後藤 勲	(空知)
理事	中林 茂三郎	(旭川)
理事	鈴木 五郎	(網走)
理事	小松 照光	(留萌)
理事	石原 恭広	(室蘭)
理事	日高 則善	(日高)
理事	佐々木 行雄	(帯広)
理事	尾越 勝典	(釧路)
理事	坂本 福治	(根室)
理事	長山 正平	(札幌)
理事	山木 松	(空知)
理事	榎波 弥一郎	(帯広)

第二回定時総会 (三七・三・二八)



総会出席者

写真整列順に記載  
( ) は所属支部

- |      |              |            |                |
|------|--------------|------------|----------------|
| 筆記者  | 川 森 昭三郎      |            |                |
| 事務員  | 山口 な子        |            |                |
| 代議員  | 鈴木 次男 (札幌)   | 代議員        | 矢野 スエ (空知)     |
| 支部長  | 中林 茂三郎 (旭川)  | 札幌土地家屋調査士会 |                |
| 理事   | 森平 国武 (札幌)   | 会          | 長 小 城 清二 殿     |
| 経理部長 | 今村 竜太郎 (空知)  | 札幌司法書士会    |                |
| 代議員  | 松本 又蔵 (小樽)   | 会          | 長 半 田 嵐殿       |
| 支部長  | 石本 則善 (日高)   | 北海道総務部地方課  |                |
| 理事   | 関根 克治 (札幌)   |            | 渡 辺 主 事殿       |
| 代議員  | 大野 新一 (小樽)   | 北海道総務部地方課  |                |
| 代議員  | 野崎 幸一 (札幌)   |            | 佐々木課長補佐殿       |
| 支部長  | 灰原 恭広 (室蘭)   | 会          | 長 渡 辺 慶 吉 (札幌) |
| 代議員  | 星原 亨克 (札幌)   | 支部長        | 森 口 松太郎 (札幌)   |
| 監事   | 山中 木 亨松 (空知) | 副会長        | 佐 藤 幸之助 (札幌)   |
| 代議員  | 中野 敬雄 (空知)   | 総務部長       | 藤 山 利夫 (札幌)    |
| 支部長  | 高梨 晁臣 (留萌)   | 副会長        | 藤 山 利夫 (札幌)    |
| 理事   | 後藤 勲 (空知)    | 副会長        | 岸 川 隆 次 (小樽)   |
| 支部長  | 黒川 澄澄 (帯広)   |            |                |
| 理事   | 黒川 澄澄 (帯広)   |            |                |
| 事務員  | 有馬 正治 (札幌)   |            |                |
| 理事   | 山正 平 (札幌)    |            |                |
| 監事   | 長山 梅次郎 (札幌)  |            |                |
| 理事   | 成沢 梅次郎 (札幌)  |            |                |

報 告

◎第一回理事会

とき 四月一日午後一時  
 ところ 産業会館  
 出席者 渡辺会長外八名  
 一、会則変更認可申請の件  
 申請に当たっては他府県の会費、入会金一覧表等その他参考資料も合せ添付し、早急に申請することに決定す。

二、連合会会則審議委員の出席について  
 人選審議の結果、横路理事が出席することに決定す。  
 三、各部担当理事選任  
 1、総務部長 佐藤副会長  
 総務部担当 成沢理事  
 〃 有馬理事  
 2、企画部長 藤山副会長  
 企画部担当 関根理事  
 〃 横路理事  
 3、経理部長 井上理事  
 経理部担当 森平理事  
 四、啓蒙ポスター作製について  
 図案、印刷一切を企画部に一任と決定す。  
 五、会員との連絡方法について  
 本来まちまちのため会運営上にも支障があるので、

今後は会員へ本部、直接とし重要な事項は支部長へ連絡することとする。

六、非行政書士の対策について

極めて重要な事案なので慎重を期し、非会員の業務の事実を取調べ、監督官庁への実態を知らしめ積極的取締を要望する。更には悪質非会員の告発等について対策協議会を設け運営する。  
 七、その他  
 事務局員の増員について  
 会費滞納者の処置について  
 事件簿領収証の印刷について  
 パツチの発注について

◎第二回理事会

とき 五月二十四日午後六時  
 ところ 会事務所  
 出席者 渡辺会長外七名  
 一、連合会総会の出席について  
 岐阜において六月九日開催に渡辺会長が出席することに決定す。  
 二、パツチの作成について  
 連合会においても品切れであり、当会が直接作成することに決定。  
 会員の予約申込を受けて作成することとする。

三、会則変更のその後の状況  
 五月二十二日主官課より連絡あり、四月一月から適用しよう認可の見込みであるが、公報掲載や自治省へ報告のため相当の時日を要する旨。

変更認可は四月一日に過ぎられるので入会金、会費はその見込みで取扱することとする。

四、啓蒙ポスターについて

ポスター見本二種が出来たので図案、文案を検討し二千枚印刷と決定した。

五、会員の動き

1、会員の死亡  
 札幌支部篠原千代吉、千才市に照会し九月二十四日死亡していることを確認した。  
 2、会費の免除  
 札幌支部 佐野宗雄  
 病氣入院のため業務再開迄四月から免除を承認す。

六、その他

事務局員の給与について  
 四月から会員連絡、会費扱を会直接としたため業務量が増大しているので給与を現行八千円を一万円とし精励してもらうことに決定した。

水害御見舞い

このたび台風九、十号による水害、その他被害を蒙られた会員の皆様には心から御見舞申し上げます。被害をうけられた方々に対しては会に御見舞の規定もありますので、その程度を会へ御連絡願います。

お知らせ

連合会第二回定時総会には都合で本会は欠席いたしました。その議事録が参りましたので参考までに掲載します。

日本行政書士会連合会 第二回定時総会議事録

一、とき 昭和三十七年六月九日 午前十一時開会  
一、ところ 岐阜市長良川 鐘秀館

一、議事

第一議案 昭和三十六年度、会務報告

第二議案 決算報告承認の件

第三議案 会則変更(案)の件

第四議案 役員改選の件

第五議案 昭和三十七年度事業計画、予算案議決の件

一、出席者

青森、秋田、岩手、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、兵庫、鳥取、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島(二十八名)

一、委任者

北海道、宮城、山形、群馬、山梨、長野、新潟、鳥根、山口、高知、佐賀、長崎、大分(十三名)

一、欠席

栃木、神奈川、和歌山、徳島、宮崎(五名)

合計 四六都道府県、議決権実者 二十八名

一、司会 庄司 三重会長

出席状況ならびに、会則に基づき総会開会宣言。

一、挨拶 橋本会長

めるより希望する。佐野愛知会 委員会で決定したものを単一会の了解を得る必要はないから単一会において話し合いこれにそうようにして貰いたい。 詮衡委員構成(北海道委任状のため実在せず)

- 東北 伊藤 隆造(福島) 米沢愛太郎(青森) 関東 清丸 顕雄(東京) 乾 三郎(茨城) 中部 高橋 二三(愛知) 庄司 英一(三重) 近畿 種藤 次左(兵庫) 加藤 有行(京都) 中国 石井栄太郎(広島) 森原 光義(鳥取) 四国 長谷川正晴(香川) 岡井 義雄(愛媛) 九州 岡部金兵衛(福岡) 三島 正道(鹿児島) 合計 十四名 委員長 高橋二三(愛知)

委員長発表 連合会長 橋本雅晴(東京) 十二対二にて当選 副会長 東方面 伊藤 隆造(福島) 〃 西方面 石井栄太郎(広島) 〃 中央 清丸 顕雄(東京) 監事 石井 松勝(埼玉) 〃 須野 正彦(和歌山) 〃 松永 三好(長崎) 理事 四六単一会会長全員 常任理事 地方単一会より八名 理事 本部要員六名 理事選任について意見統出の結果四六単一会長全員とする。但し兼職役員数だけ差引いて本部要員の選出員数に充当すること。 議長 新役員は高橋詮衡委員長より発表のとおりでありますから御了承下さい。 挨拶 新正副会長並びに議長。 司会 閉会宣言(午後五時十五分)

加藤有行 庄司英一

一、来賓 松野岐阜県知事、および岐阜市長代理の祝辞。 愛媛会小野顧問、および徳武長野会長より祝電。 司会より 議長、副議長選出についてはか。 司会一任の声あつて司会より左記三氏を指名決定。

議長 大野岐阜会長 副議長 栗原石川会長 渡辺愛知会理事 一、挨拶 正副議長 議長より議事録署名選出についてはか。 議長一任の声あつて議長より左記二氏を指名決定。 加藤京都会長、庄司三重会長。

一、議事 1、議長第一号議案上程 橋本会長 昭和三十六年度会務報告説明。 長谷川香川会長代理、および兵庫会小田会員より会務の一部に対し質問。 会長通告答弁了承、会務報告承認。

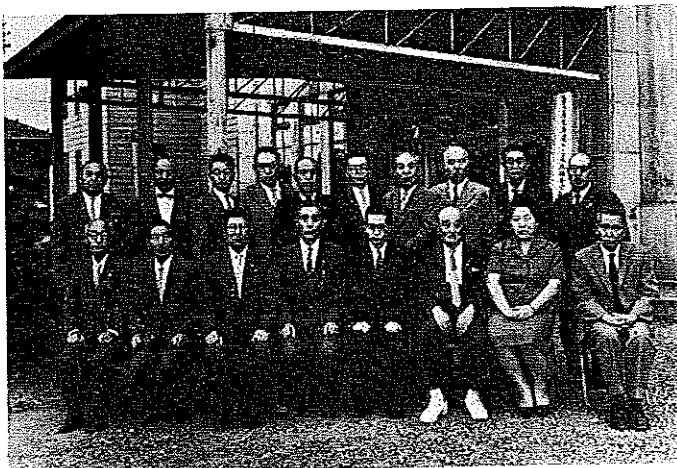
2、議長第二号議案上程 岩本(理事) 経理部長 昭和三十六年度決算報告説明。 沢野監事 監査報告。 藤野東京会 旅費規定有無に問し質問。 橋本会長 旅費支給基準はないことを回答。 長谷川香川会長代理および佐野愛知会副会長代理の声により、旅費規定を作ることにして本案多数賛成承認。

3、議長第三号議案上程 石井広島会長、会則一部改正案審議委員会委員長 「動議」会則一部改正案審議委員会説明。 高橋愛知会理事 第五副会長六名であつたが三

支部だより

空知支部

去る六月二十四日空知支部総会開催に当り本会役員の出席要請あり、佐藤副会長が出席しその経過が左の通り報告された。



空知支部第2回定時総会

写真上段左より 山本留吉、磯崎吉之助、中野敦雄 笹田繁、村屋武士、岡田勝美、今村龍太郎、外塚英 下段左より 但野万吉、杉井正章、佐藤幸之助(道本部副会長)、猪本久治(支部長) 東地安吉、荒太郎 後藤孝子、長井慶治

名になつた理由を質問。説明後原案賛成。 長谷川香川会長代理 第六条、会長の次に副会長を加ふの件、提案。 種本兵庫会長 第十二条、代議員の基準を百名に一名とする。希望。 加藤京都会長 第三十八条、金を会費と訂正、希望。

以上三条を修正原案に全員賛成改正案可決。 4、議長交代、栗原議長 第四号議案は最後として、予算その他に関係があるから第五号議案上程。 橋本会長 昭和三十七年度事業計画について説明。

行政書士法の一部改正および職業書士制定につき既定方針通り詳細説明、更に会報年三回発行実現に対し会費滞納をしない様協力方を希望する。 石井日連副会長、法改正の主要点は十九条但し書の抹消に重点を置くものであるから改正に協力を希望する。全員了承。 5、昭和三十七年度、予算案上程。 岩本理事 プリントより説明し更に会則改正は、六月十日とし予算施行は、四月一日からと付け加える。賛成多数をもって原案通り予算案は可決。

6、議長(大野) 四号議案上程。 沢野東京会 会長選任について希望意見。 佐野愛知会長代理 役員選任方法は八支部より各二名の詮衡委員をもつて組織し決定すべきである。 異議なしの声多数をもつて議長より各支部から二名選出し、別室において詮衡方をはかる。 藤野東京会 会長が決定したら単一会の了解を求め、

空知支部第二回定時総会経過報告 北海道行政書士会 副会長 佐藤幸之助

北海道行政書士会 会長 渡辺慶吉殿 昭和三十三年六月二十四日北海道行政書士会空知支部第二回定時総会に出席したが其の経過要領及結果について左の通り報告する。

一、日時 昭和三十三年六月二十四日 午後一時 一、場所 岩見沢市民会館二階会議室 一、出席人員 一四名 委任状二〇名 合計 三四名

空知支部員六一名に対し過半数にして総会は適法に成立した。 一、午後一時三十分開会宣言 次いで支部長の挨拶、来賓祝辞。 不省会長に委つて左記の通り挨拶を述べた。

挨拶の本旨 行政書士の職分は司法書士、土地家屋調査士と異なり実には広範囲に亘る諸官庁を相手とし、その取扱書類も亦多岐に渉り真に行政書士としての職務を全うするには仲々の努力と研究を要するのでありますが、戦後の状況を見るに各官公署共一律に事務の簡素化、或は民衆のサービス等と称し簡易なる書類についてはその書式を印刷し無料、有料の配布を為し甚だしきに至つては窓口職員が書記行為を為す等サービスの域を越え行過ぎサービスをするもの多く、他面に於いては会社、組合、他の団体等に於いて特定人の当然たる仕事の如く装い不法にこれを敢行している傾向にあることは誠に遺憾とするところであります。 吾々行政書士会の会員は相互の連絡を緊密にし、益々団結力を拡大し社会一般に行政書士の存在を認識さ

せ、以つて非行政書士の撲滅を期するよう努力すること  
が我等の職域擁護の第一条件であると存じます。  
此の意味に於いて道本部としても目下ボスターの作  
成中であり、其他総ゆる方面に於いて非行政書士取締  
りのため啓蒙運動を致して居ます。各位の一段と御協  
力を希う次第であります。

次に議事に入ります。  
先づ議長選任。

東池安吉氏選ばれて議長席に着き所定の議案を附議  
しスムーズに議事進行総べて原案通り承認可決した。  
続いて役員改選の結果左の通り決定した。

- 空知支部長 猪本 久治
- 副支部長 東池 安吉
- 〃 樋口 優
- 〃 岩崎 求
- 庶務部長 今村 竜太郎
- 業務部長 荒 太郎
- 監 事 但野 万吉
- 〃 南川 小四郎

以上を以つて本日の議事全部を議して午後四時散  
会した。  
右経過を報告致します。

支部別会員数 (37. 7. 31現在)		
No.	支 部 名	会 員 数
1	札幌	103
2	幌館	42
3	樽知	28
4	小空	63
5	旭留	60
6	宗網	8
7	室日	9
8	帯剣	53
9	根室	32
10	日帯	10
11	帯剣	32
12	根室	14
13	計	4
計		458

### 会費納入について

井上 経 理 部 長



会則変更の認可に伴ふ会費及入金金の納入方法に就  
いて、支部及会員の方から御照会がありましたので、  
経理部より回答させて頂きます。

会則変更案は本年三月十八日第一回総会に於て、審  
議決定されましたので御出席の支部長各位は内容御  
承知の事と存じます。

申請より認可迄に相当時日を要するが、認可日付は  
三月三十一日又は四月一日と予想されましたので、五  
月二十四日の理事会に於て、会費及入金金の納入取扱  
方を検討して左の通り定めました。

一、三月三十一日迄に入会届を受付けた入会者は、旧  
会則による入金金千円と三ヶ月分会費百円を納入  
し、四月以降は月額参百円として三ヶ月の会費を納  
入する。

二、四月一日以降の入会者は、入金金参千円と月額参  
百円三ヶ月の会費を納入する。

三、在来会員で旧会則による会費を前納して居る会員  
に対しては三ヶ月分を以て一月分に充当し、不足分  
(二ヶ月分)を追徴する。

四、在来会員は月額参百円三月を前納する。

五、会費及入金金は支部を経由せず、直接当会に送附

### 質 疑 応 答

今号から質疑応答欄を設けましたので業務や関係法  
規上の質問はどしどし出して下さい。  
一般質問に対しては紙上回答をいたします。

#### 質 問 事 項 対 する 回 答

質 問 苫小牧市(室蘭支部)

S 生

一、戸籍上に於ける改名は家庭裁判所に提出すべき書  
類の作成の是非についての可否。

二、商法関係事務取扱上に於ける範囲。

三、民訴関係事務取扱上に於ける行政書士の立場と其  
の範囲等。

四、刑法関係事務取扱上に於ける分野並にその範囲。

五、行政書士法第一条第二項に示す他の法律に於いて  
制限されている範囲とは其の詳細。

六、又同法第十九条但併し書「及正当業務に附随して  
行い場合はこの限りでない」と明記されてあるも、  
附随して行い得る業務の種類を可及的に詳細に御教  
示下さい。

#### 回 答 文

質 問 第一項について

戸籍上の事務であつても家庭裁判所及法務局等へ  
直接提出する書類は司法書士の分野に属し行政書士  
して敷く。

六、支部交付金は一名一ヶ月百円とし、三ヶ月毎に納  
入済額に応じ交付致します。

上記の取扱で経理事務を処理致して居ります。

各位より御出のありました通り会則変更の審議に当  
り、過度期の取扱方法に付き具体的な案を提出、御検  
討戴けなかつた事は、当事務局の手落ちであり遺憾に存  
じます。

然し乍ら理事会にて決めました通りの取扱を継続さ  
せて戴きたいと存じます。

次回総会に於て、此点御審議を願ひ、各位多数の  
御意向により適及処理し得る事として御了承願いま  
す。

### 事 務 局 だ よ り

会員の多数から表札と会員名簿が未着との照介をう  
けているが(三六・一二、三七・三)現在会員数をも  
つて各支部長宛に送付済でありますから、それ迄に入  
会していただいた方は支部長に申し出て下さい。  
報酬額表とボスターは会から会員宛直接発送済で  
す。

#### ◎ パツチの申込み受付中

行政書士会員パツチ一個六五〇円

会事務局へ代金を添えて御申込み下さい。

#### 日 誌

37年4月1日 第一回在札幌理事会開催 於 産業会館  
4月8日 日本行政書士会連合会会則一部変更審

の事務ではない。(否)

同第二項について

商法関係に於いては登記事務以外の書類は行政書  
士の分野である。

例へば定款の浄書謄録等の作成其他他法務局へ  
提出する書類以外の総べての書類は行政書士が出来  
る。

同第三項について

民訴関係の事務および司法書士の分野である。但  
し裁判所へ提出する書類であつても証拠や参考に使  
する証明書其他の書類は此の限りでない「例へば」  
訴額を証する為め市町村役場より受ける不動産評価  
証明書或は電話加入権証明書又は催告状通告書等の  
内容証明書等。

同第四項について

刑法関係に於いては直接検察庁検事宛に提出すべ  
き告訴状、告発書は司法書士の業務であり、其他警  
察署長宛に提出する書類は、例へば告訴状、告発書で  
あつても行政書士の業務に属するものと解する。

同第五項について

司法書士法、弁護士法、経理士、会計士、測量  
士、建築士、土地家屋調査士等に定められた事務範  
囲は行政書士が行うことが出来ない」と解すべきであ  
る。(各法令参照)

同第六

正当業務に附随する業務とは多様に涉り、個々に  
おいて決せられるものと解される。

以上此の紙面を利用して回答致します。

議事に横路理事東京都葛飾区山安舟加東  
会場に出席

4月12日 理事森平氏より理事井上氏へ、経理部

長交替による事務引継ぎ 於会事務局

4月13日 本会会則変更認可申請書道庁提出

4月23日 横路理事会則変更審議会出席の経過報

告に來所

5月10日 報酬額表全員宛発送

5月21日 道庁より会則変更認可の電話連絡あり

5月24日 第二回在札幌理事会 於会事務局

6月9日 日本行政書士会連合会定時総会

6月18日 於 岐阜市長良橋東平町 鐘秀館

定時総会に於て連合会会長留任の通知

あり

6月19日 会費滞納会員に対し会費督促状発送

6月24日 空知支部総会 於岩見沢市 会館二階

会議室、佐藤副会長出席

6月27日 日本行政書士会連合会副会長就任挨拶

状着、広島行政書士会長 石井栄太郎

6月28日 会則変更抜すいを全会員へ発送

6月30日 会員移動通知(道庁、支庁、各支部発

送)

7月16日 函館支部、会員厚谷幸作氏死亡により

弔慰金発送

7月19日 空知支部総会記念写真到着

7月21日 ボスター全会員宛発送

7月23日 日本行政書士会連合会第二回定時総会

議事録到着

8月19日 第三回理事会 於産業会館

38  
北海道行政書士会報

□あ と が き□

◇ 種々の都合で発刊の遅れましたことを深く御詫びいたします。

◇ この号から紙数にも余り制限なく活版刷り写真入で発刊するよう理事会の承認をうけたので、会員からの質疑、発展的な御意見、支部の動向、その他体験記等を数多く御寄せ下さい。

◇ より良き機関誌たらしむべく今後努めたいので会員各位の御協力をお願い申し上げます。

丁目士会  
1  
224

印刷所  
丁目番  
3

会報  
第七号  
もくじ